

# 東濃西部 消費生活相談のあれこれ

## No.136

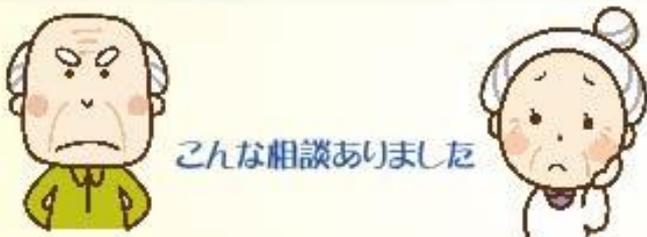
発行：東濃西部広域行政事務組合

### 「お試し」のつもりが気づかぬうちに定期購入に！？

ネット通販の「定期購入」のトラブルでは、「いつでも解約可能」という広告を見て購入したのに「1回目だけの購入では解約できない」と言われたという相談が多数あります。

【事例】「定期縛りなし」「初回約2,000円」という美容液の広告を見て、販売サイトで注文した。初回の商品が届き、販売業者に電話で解約を伝えたとこ、「4回の購入が条件の定期購入コースの契約に変更されているため、4回約4万円分の商品を購入する必要がある」と言われ納得できない。私としてはコースを変更した覚えはない。

注文完了直後に、表示された「特別割引クーポン」など特典を利用することで契約の内容が変更されるケースがあります。特典を利用する際に再び表示される「最終確認画面」でも、契約の内容(特に購入回数条件)が変更になっていないか、必ず確認しましょう。



こんな相談ありました

身に覚えのない商品が届いた。送り状の住所、名前、電話番号は自分宛で間違っていない。送り主は海外の業者のようだ。怖いので中身は見たくないがどうしたら良いか。

自身は身に覚えのない商品でも、家族が注文したものや、知人からのプレゼントの可能性もあります。まずは確認し、誰も頼んでいなければ、商品を受け取った後、開封前であれば、配達業者に受け取り拒否ができるかどうか相談しましょう。開封し請求書が入っていた場合は「送り付け商法」に該当する可能性があります。「送り付け商法」は直ちに処分することができます。また、請求書が入っていない場合は、一定期間保管し、様子を見ましょう。

### 1月の相談件数

新規・継続合計

店舗購入	9件
訪問販売	3件
訪問購入	2件
通信販売	34件
連鎖販売	2件
電話勧誘	2件
送り付け商法	0件
無店舗販売	0件
不明・無関係	12件

\*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。  
例えば、架空請求はがき等

### 消費生活相談窓口のご案内

※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください

時間 / 10:00 ~ 16:00

相談 / 原則予約制

相談料 / 無料

予約 / 相談を受けたい窓口

月～金曜日 多治見市役所本庁舎 暮らし人権課 / 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 生活安全課 / 68 - 9748

金曜日 土岐市役所 生活環境課 / 54 - 1111

E-mail 相談 / kouiki@tono-seibu.org

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業